

除染を含む特定復興再生拠点区域の整備を 国の負担の下で行うことについて

「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 32 号）により創設された「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づく除染を含む特定復興再生拠点区域の整備を国の負担の下で行うことについては、以下のとおりその考え方を整理している。

○原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）（抄）

2. 帰還困難区域の復興に取り組む

（1）帰還困難区域における特定復興拠点等の整備

整備計画の実施に係る除染費用相当部分等を含む費用負担については、次のとおり整理する。

- ・平成 23 年 12 月に警戒区域と計画的避難区域の見直しを行った際、避難指示解除準備区域や居住制限区域は、住民の帰還を目指すことを目標として設定されたのに対し、帰還困難区域は、「将来にわたって居住を制限することを原則とした区域」として設定された。
- ・こうした政府方針や、それに基づき原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針などを踏まえ、東京電力は帰還困難区域の全域・全住民に対して、当該区域での居住が長期にわたってできなくなることを前提として、賠償を既に実施してきている。
- ・こうした中、本年 8 月、当該区域内で放射線量が低下していることや、帰還を希望される住民の強い思いを背景とする地元からの要望、与党からの提言を踏まえて、政府は今まで示してきた方針から前に踏み出す形で、新たに住民の居住を目指す特定復興拠点を整備する方針を示した。
- ・特定復興拠点の整備は、こうした国の新たな政策的決定を踏まえ、復興のステージに応じた新たなまちづくりとして実施するものであるため、東京電力に求償せずに国の負担において行うものとする。